

平成30年度第3回 船橋市行財政改革推進会議

幼児教育・保育の無償化について

平成30年10月22日

子育て支援部 保育認定課、地域子育て支援課、療育支援課
学校教育部 学務課



幼児教育無償化の経緯

- **幼児教育無償化の経緯**（「新しい経済政策パッケージ等より抜粋」）
 - 幼児教育無償化は、**少子化問題の一因となっている子育て世代への負担軽減措置の一環**として、平成26年度以降、**段階的に実施**されてきた。
 - **H29.12.8に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」**においては、広く国民が利用している**3歳から5歳までのすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用に加え、住民税非課税世帯の0歳から2歳児**についても無償化することとされた。



- **その後の国の動向**
 - **認可外保育施設等の無償化内容取りまとめ**（幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書（座長：増田寛也）（H30.5））
 - **骨太公表**（経済財政運営と改革の基本方針2018（H30.6.15閣議決定））
 - **幼児教育の無償化に関するFAQ公表**（最新：H30.9.26版（未定稿））



詳細は徐々に明らかになってきているものの、財源や事務手続きの詳細は未だ不明



無償化の実施時期・対象者等

- **実施時期**
 - **2019（H31）年10月**からの全面的な無償化措置の実施を目指す。
- **対象者**
 - **幼稚園、保育所、認定こども園等**を利用する**3歳から5歳の全ての子ども**たちの利用料を無償化
 - **0歳から2歳児**の子どもの利用料については、**住民税非課税世帯**を対象として無償化
- **無償化となる利用料**
 - **新制度の幼稚園、保育所等**については、**利用料の全額を無償化**（ただし、延長保育料や行事費などの実費については対象外）
 - **幼稚園（新制度未移行）**は、月額25,700円を上限に無償化
 - **認可外保育施設等**は、月額37,000円（0歳から2歳の住民税非課税世帯は月額42,000円）までを無償化
- **無償化の対象となる施設** ※次ページ参照



無償化の対象となる施設

認可

対象施設（施設数H30.4.1）

- ・ 保育園（私立）（76）、保育園（市立）（27）
- ・ 認定こども園（2・3号）（6）
- ・ 地域型保育（27）（小規模保育（21）、家庭的保育（6）、居宅訪問型保育（0）、事業所内保育（0））

- ・ 幼稚園（新制度移行園）（1）
- ・ 認定こども園（1号）（4）

- ・ 幼稚園（新制度未移行園）（42）

認可外等

- ・ 企業主導型保育（5）

- ・ 認可外保育施設（20）、認証保育施設（7）、居宅訪問型保育（認可外）（18）、事業所内保育（認可外）（24）

- ・ 一時預かり（一般型26、幼稚園型21）、病児保育（6）、ファミリー・サポート・センター（1）

- ・ 幼稚園預かり保育（私学助成）（17）

障害

- ・ 障害児発達支援施設（24）

保育料（無償化となる利用料は後述）

3歳未満

3歳

4歳以上

0円～60,000円

0円～28,800円

0円～26,900円

※3歳未満児平均 42,000円、**3歳以上児平均 37,000円**

0円～22,200円

幼稚園ごとに設定

1-2歳 37,000円
0歳 37,100円

31,100円

27,600円

園ごとに設定

※3歳未満児平均 66,000円、**3歳以上児平均60,000円**

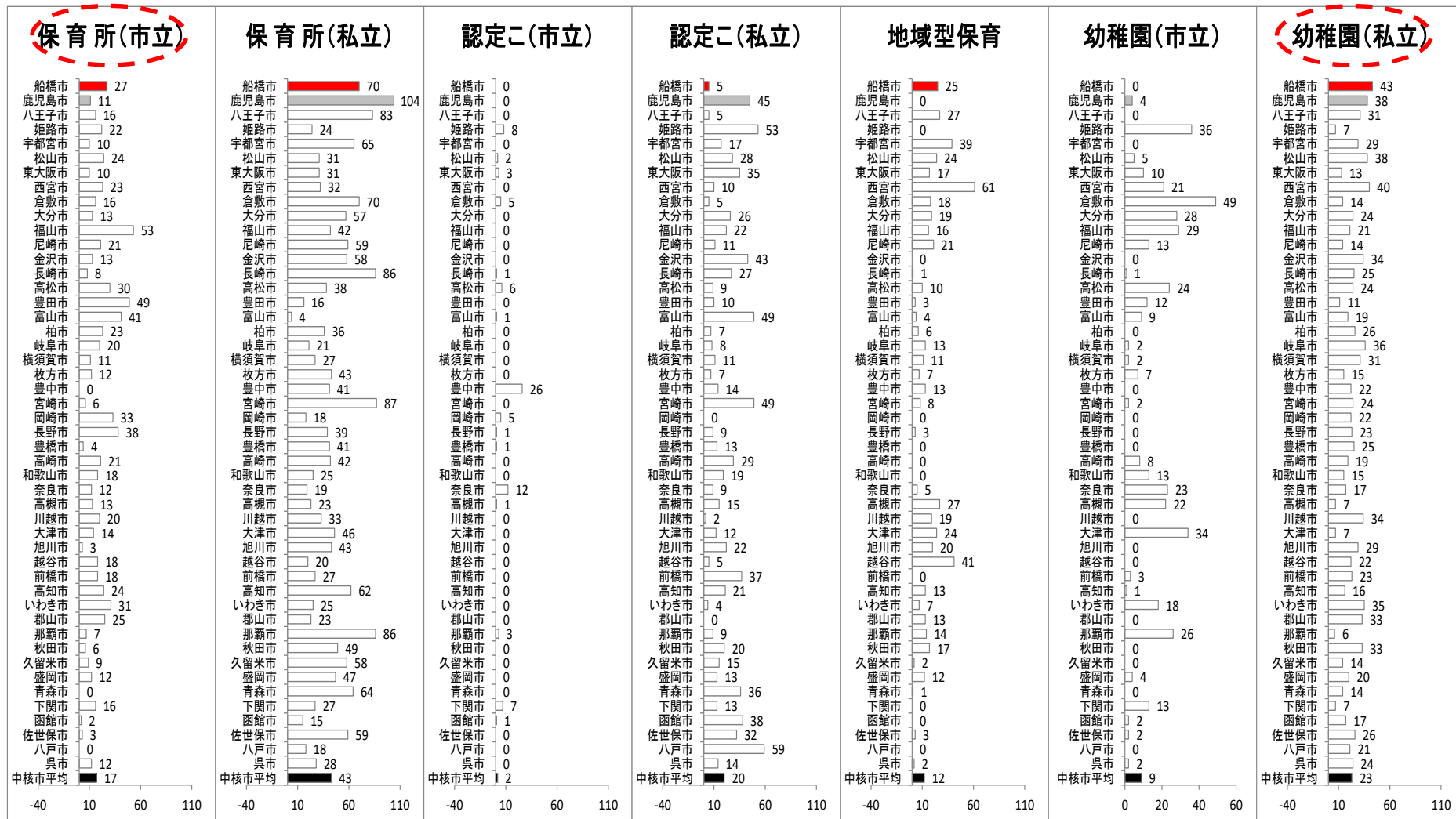
一時預かり（**3歳以上児 1日利用1,000円**、3歳未満児2,500円）、病児（**1日 2,000円**）、ファミサポ（**平日1時間700円**）

幼稚園ごとに設定

非課税0円、課税（一般1）4,600円（一般2）37,200円
（一割の方が安い場合は一割）



主な施設数の比較（対中核市）



本市の施設数は、**保育所(市立) が 8 位、幼稚園 (私立) が 1 位**と大きく上回っている



財源（現時点での国の説明）

- **地方の財政負担について**
 - 財政負担のあり方については、**年末にかけての予算編成過程において決定**される
 - 施設型給付（私立：市1/4負担、公立：市10/10）、就園奨励費補助金（市2/3負担）については、既存の財政負担割合を前提に検討している模様
- **その他**
 - その他、以下の経費について予算編成過程で調整中
 - 市町村の事務に係る経費（相談窓口設置、広報など）
 - 地方交付税要望（無償化実施に伴う指導監査、申請書審査業務など）
 - また、無償化等を行うためのシステム改修経費について190億円を計上しているとのこと（平成30年度予算で「子ども・子育て支援事業費補助金」（繰越明許費））

• **財源については、年末の財務省内示までは不明である見込みであるが、既存の財源割合等からある程度財政への影響を想定**



財政等への影響（主な施設の影響額の試算）

○現時点で想定される市の負担割合をもとに影響額を試算すると、**15億円以上の負担増**が見込まれる。

※保育園（市立）や幼稚園（新制度未移行）が多い自治体は影響が大きくなる見込み

施設	影響額（年ベース）	要因（市の負担割合は現時点での見込み）
保育園（私立）等 ・ 保育園（私立） ・ 認定こども園 ・ 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） ・ 幼稚園（新制度移行園）	3.11億円の市の負担減	○保育料の一部（4分の1）が市の負担となり、歳入が減少（約2.22億円） ○これまで市が独自に軽減をしていた部分の <u>4分の3が国県負担</u> となり、歳出が減少（約5.33億円）
保育園（市立）	5.93億円の市の負担増	○ <u>保育料が全て（10分の10）市の負担となり</u> 、歳入が減少（約5.93億円）
認可外保育施設等 ・ 認可外保育施設 ・ 認証保育施設 ・ 事業所内保育（認可外） ・ 居宅訪問型保育（認可外）	市の負担軽減（歳出減）の見込み	○これまで市が独自に補助していたが、新たに国県からの歳入が増加し、市の歳出が減少する見込み（ただし補助基準額は増加） ※既存の枠組みがないため負担割合は不明
幼稚園（新制度未移行園）	12.6億円の市の負担増	○これまで保護者が負担していた保育料の一部を市が補助することで、歳出が増加（約12.6億円）

このほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、幼稚園の預かり保育、就学前の障害児発達支援事業などが、無償化の対象として示されており、**さらに負担の増加**が見込まれる。

※私立保育園等、公立保育園についてはH28決算ベース

※幼稚園（新制度未移行園）についてはH29決算ベース



【参考】財源構成のイメージ（主なもの）

※既存財源割合によることは確定していない

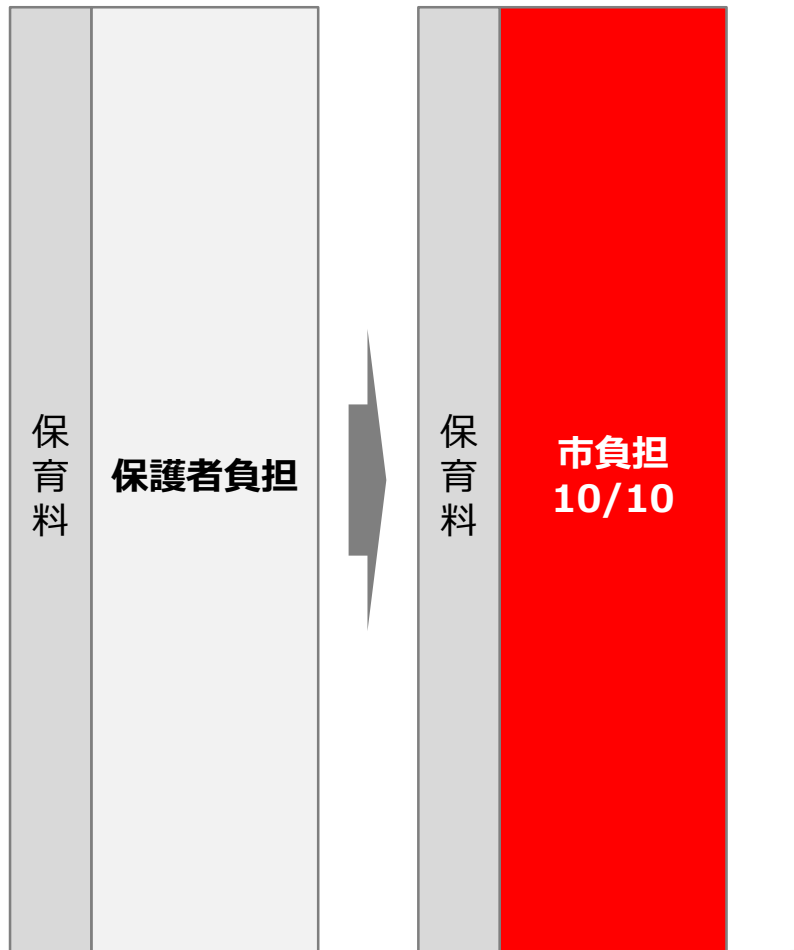
保育園（市立）

現行

無償化後

全額保護者負担

全額市負担



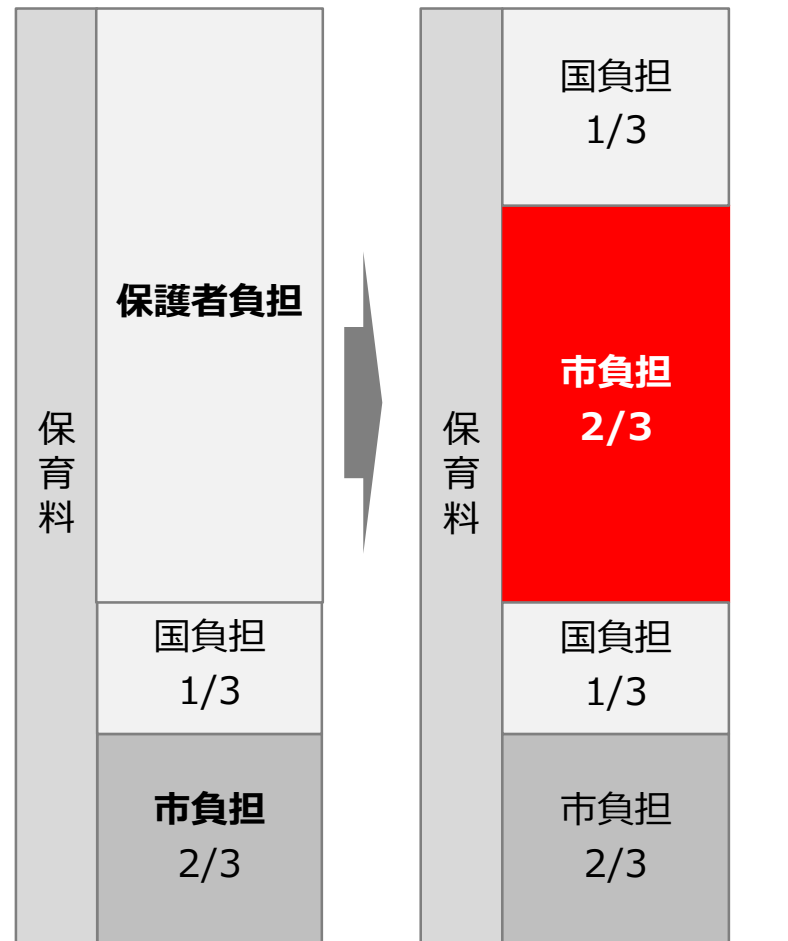
幼稚園（新制度未移行園）

現行

無償化後

所得等の条件あり

条件なし



財政等への影響 事務負担の増大

- **無償化に伴い増加が見込まれる業務**

- **支給認定事務**

- 預かり保育を利用するための保育の必要性の認定（幼稚園、認定こども園（1号）利用者）
 - 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミサポ等を利用するための保育の必要性の認定

- **補助金の支給事務**

- 認可外保育施設等の利用者への補助金の支給事務（償還払いとなることが有力）

- **認可外保育施設の届出・指導監督事務**

- 無償化の対象となるための新規届出事務の増大（事業所内保育事業（認可外）についてはすべて新規届出となる）
 - 認可外保育施設への指導監督事務の増大 等



国への要望状況

- **中核市市長会を通じた要請**

- 幼児教育・保育の無償化等に関する共同緊急要請（H30.1.19 指定都市市長会、中核市市長会、全国施行時特例市市長会）
- 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言
（H30.8.16 中核市市長会）

→無償化の実施に当たっては、**地方自治体に負担を生じさせることなく、国の責任において着実に推進するよう要請**。また、**煩雑な手続を強いることがないような制度設計とすること等を求めた**。

- **その他**

- **全国市長会**においても、自治体に新たな財政負担が生じないように、緊急アピールを行っている（H30.7.10 子どもたちのための無償化実現に向けた緊急アピール）



今後の対応（無償化開始まで）

- **予算要求**
 - 年末の財務省内示後、歳入予算額等を算定
- **システム改修**
 - 平成31年度予算において、①無償化に伴う保育料改定、②幼稚園預かり保育利用者への支給認定、③認可外保育施設等への補助金の支給 等に係るシステム改修を予定。
- **認可外等**
 - 病児や幼稚園預かり利用者に対する支給認定
 - 新たに届出対象となる事業所内保育事業所の受付事務等

